

令和元年11月1日提出

令和元年第4回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第94号

令和元年10月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和元年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第61号 | 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第6回） |
| 議案第62号 | 令和元年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回） |
| 議案第63号 | 令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第2回） |
| 議案第64号 | 令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回） |
| 議案第65号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 議案第66号 | 小金井市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第67号 | 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第68号 | 小金井市道路占用条例の一部を改正する条例 |
| 議案第69号 | 小金井市立公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第70号 | 小金井市下水道条例の一部を改正する条例 |
| 議案第71号 | 小金井市下水道事業の設置等に関する条例 |
| 議案第72号 | 小金井市民交流センターの指定管理者の指定について |
| その他 | 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告 |

議案第61号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第6回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第6回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ637,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,607,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年11月1日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 7,951,323	千円 105,173	千円 8,056,496
	1 国庫負担金	6,018,043	101,317	6,119,360
	2 国庫補助金	1,900,625	3,856	1,904,481
15 都支出金		6,970,348	77,592	7,047,940
	1 都負担金	1,921,548	47,106	1,968,654
	2 都補助金	4,201,822	28,873	4,230,695
	3 委託金	846,978	1,613	848,591
18 繰入金		1,764,462	440,000	2,204,462
	1 基金繰入金	1,762,306	440,000	2,202,306
20 諸収入		519,999	14,459	534,458
	5 雑収入	469,405	14,459	483,864
歳入合計		45,970,478	637,224	46,607,702

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,178,744	千円 39,145	千円 5,217,889
	1 総 務 管 理 費	4,175,494	11,263	4,186,757
	2 徴 税 費	513,511	27,882	541,393
3 民 生 費		21,547,828	567,263	22,115,091
	1 社 会 福 祉 費	7,221,667	156,644	7,378,311
	2 児 童 福 祉 費	10,652,329	244,209	10,896,538
	3 生 活 保 護 費	3,642,010	166,410	3,808,420
4 衛 生 費		4,560,811	3,270	4,564,081
	1 保 健 衛 生 費	1,105,974	1,388	1,107,362
	2 清 掃 費	3,454,837	1,882	3,456,719
8 土 木 費		6,050,388	15,411	6,065,799
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,193,045	1,573	1,194,618
	4 都 市 計 画 費	4,597,539	13,838	4,611,377
9 消 防 費		1,502,614	6,860	1,509,474
	1 消 防 費	1,502,614	6,860	1,509,474
10 教 育 費		3,557,699	11,068	3,568,767
	1 教 育 総 務 費	648,842	471	649,313
	2 小 学 校 費	1,060,593	7,576	1,068,169
	3 中 学 校 費	604,391	1,313	605,704
	4 社 会 教 育 費	732,226	812	733,038
	5 保 健 体 育 費	511,647	896	512,543
13 予 備 費		73,156	△5,793	67,363
	1 予 備 費	73,156	△5,793	67,363
歳 出 合 計		45,970,478	637,224	46,607,702

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
内部情報パーソナルコンピュータ増設機器等借上料 (令和2年度導入分)	令和元年度 ～令和6年度	1,395千円
内部情報パーソナルコンピュータ更新用ソフトウェア借上料(令和2年度導入分)	令和元年度 ～令和2年度	30千円
清掃関連施設整備等工事発注支援委託料(資源物処理施設)	令和元年度 ～令和3年度	11,880千円
東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション等運営委託料	令和元年度 ～令和2年度	5,397千円

議案第61号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第6回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 7,951,323	千円 105,173	千円 8,056,496
	1 国庫負担金	6,018,043	101,317	6,119,360
	2 国庫補助金	1,900,625	3,856	1,904,481
15 都支出金		6,970,348	77,592	7,047,940
	1 都負担金	1,921,548	47,106	1,968,654
	2 都補助金	4,201,822	28,873	4,230,695
	3 委託金	846,978	1,613	848,591
18 繰入金		1,764,462	440,000	2,204,462
	1 基金繰入金	1,762,306	440,000	2,202,306
20 諸収入		519,999	14,459	534,458
	5 雑収入	469,405	14,459	483,864
歳入合計		45,970,478	637,224	46,607,702

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 5,178,744	千円 39,145	千円 5,217,889
	1 総 務 管 理 費	4,175,494	11,263	4,186,757
	2 徴 税 費	513,511	27,882	541,393
3 民 生 費		21,547,828	567,263	22,115,091
	1 社 会 福 祉 費	7,221,667	156,644	7,378,311
	2 児 童 福 祉 費	10,652,329	244,209	10,896,538
	3 生 活 保 護 費	3,642,010	166,410	3,808,420
4 衛 生 費		4,560,811	3,270	4,564,081
	1 保 健 衛 生 費	1,105,974	1,388	1,107,362
	2 清 掃 費	3,454,837	1,882	3,456,719
8 土 木 費		6,050,388	15,411	6,065,799
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,193,045	1,573	1,194,618
	4 都 市 計 画 費	4,597,539	13,838	4,611,377
9 消 防 費		1,502,614	6,860	1,509,474
	1 消 防 費	1,502,614	6,860	1,509,474
10 教 育 費		3,557,699	11,068	3,568,767
	1 教 育 総 務 費	648,842	471	649,313
	2 小 学 校 費	1,060,593	7,576	1,068,169
	3 中 学 校 費	604,391	1,313	605,704
	4 社 会 教 育 費	732,226	812	733,038
	5 保 健 体 育 費	511,647	896	512,543
13 予 備 費		73,156	△5,793	67,363
	1 予 備 費	73,156	△5,793	67,363
歳 出 合 計		45,970,478	637,224	46,607,702

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,613			37,532
			11,263
1,613			26,269
179,140		13,397	374,726
93,917		2,428	60,299
85,223		1,770	157,216
		9,199	157,211
586			2,684
586			802
			1,882
			15,411
			1,573
			13,838
1,325			5,535
1,325			5,535
101		896	10,071
			471
30			7,546
71			1,242
			812
		896	
			△5,793
			△5,793
182,765		14,293	440,166

2 歳 入

款 14 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 6,016,201	千円 101,073	千円 6,117,274	1 社会福祉費負担金	千円 59,579
				2 児童福祉費負担金	31,192
				3 被用者児童手当負担金	2,467
				4 非被用者児童手当負担金	△ 4,000
				5 特別障害者手当等負担金	2,502
				7 被用者小学校修了前児童手当負担金	14,633
				8 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 2,633
				10 中学生児童手当負担金	△ 6,667
				11 特例給付負担金	4,000
				2 衛生費国庫負担金	1,842

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	59,579
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	31,192
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 37/45	(子育て支援課)	2,467
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課) △	4,000
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条) 負担率 3/4	(自立生活支援課)	2,502
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	14,633
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課) △	2,633
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課) △	6,667
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条) 負担率 2/3	(子育て支援課)	4,000
1 未熟児養育医療費等負担金 (未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱) 負担率 1/2	(健康課)	244

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円 292,447	千円 2,430	千円 294,877	1 社会福祉費補助金	千円 766
				2 児童福祉費補助金	1,664
5 教育費国庫補助金	9,627	101	9,728	1 小学校費補助金	30
				2 中学校費補助金	71
7 消防費国庫補助金	0	1,325	1,325	1 消防費補助金	1,325

款 15 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,920,081	千円 46,984	千円 1,967,065	1 社会福祉費負担金	千円 29,789
				2 児童福祉費負担金	15,596
				3 被用者児童手当負担金	266
				4 非被用者児童手当負担金	△ 1,000

説	明	千円
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	766
7 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保育課)	1,664
1 要保護児童援助費等補助金 (要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学務課)	30
1 要保護生徒援助費等補助金 (要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学務課)	71
1 消防団設備整備費補助金 (消防団設備整備費補助金交付要綱) 補助率 1/3	(地域安全課)	1,325

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	29,789
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	15,596
1 被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 4/45	(子育て支援課)	266
1 非被用者児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	△ 1,000

款 15 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円	6 被用者小学校修了前児童手当負担金	千円 3,658
				7 非被用者小学校修了前児童手当負担金	△ 658
				8 中学生児童手当負担金	△ 1,667
				9 特例給付負担金	1,000
2 衛生費都負担金	1,467	122	1,589	1 保健衛生費負担金	122

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,066,014	千円 28,653	千円 2,094,667	1 社会福祉費補助金	千円 1,281
				2 児童福祉費補助金	27,372
3 衛生費都補助金	66,798	220	67,018	1 保健衛生費補助金	220

説	明	千円
1 被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	3,658
1 非被用者小学校修了前児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	658
1 中学生児童手当負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課) △	1,667
1 特例給付負担金 (児童手当法第18条、児童手当等都負担金交付要綱) 負担率 1/6	(子育て支援課)	1,000
2 未熟児養育医療費等負担金 (東京都未熟児養育医療事業負担金交付要綱) 負担率 1/4	(健康課)	122

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	383
11 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 (地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10、1/2、ポイント制	(地域福祉課)	898
13 保育士等キャリアアップ補助金 (保育士等キャリアアップ補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保育課)	11,665
15 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/4、3/4	(保育課)	15,707
1 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (医療保健政策区市町村包括補助事業補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10、ポイント制	(健康課)	220

款 15 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 274,858	千円 1,613	千円 276,471	2 徴収費委託金	千円 1,613

款 18 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 880,000	千円 440,000	千円 1,320,000	1 財政調整基金繰入金	千円 440,000

款 20 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 4,198	千円 4,199	1 過年度収入	千円 4,198
2 弁償金	14,037	9,365	23,402	1 弁償金	9,365
6 雑入	455,125	896	456,021	1 雑入	896

説	明	千円
1 都税徴収委託金 (地方税法第47条)	(納 税 課)	1,613

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	440,000

説	明	千円
12 平成30年度障害者医療費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,769
13 平成30年度障害者医療費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	659
14 平成30年度障害児通所給付費国庫負担金追加交付金	(自立生活支援課)	1,180
15 平成30年度障害児通所給付費都負担金追加交付金	(自立生活支援課)	590
1 弁 償 金	(地 域 福 祉 課)	9,365
77 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業 助成金	(生 涯 学 習 課)	896

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,320,477	4,795	1,325,272			
2 文書管理費	567,861	2,195	570,056			
8 企画調整費	31,170	2,425	33,595			
9 市民施設費	133,348	1,473	134,821			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,795			
4,795	11 需用費 6 光熱水費	4,036 4,036	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 4,795
	12 役務費 2 電話料	722 722	11 需用費 (4,036) 光熱水費 (4,036)
	13 委託料	37	12 役務費 (722) 電話料 (722)
			13 委託料 (37) 施設警備委託料(平成31年度導入分)その3 37
2,195			
858	13 委託料	2,195	4 内部情報システムに要する経費 (情報システム課) 858
			13 委託料 (858) 財務会計システム修正委託料(公営企業会計対応分) 858
1,337			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 1,337
			13 委託料 (1,337) 基幹系システム修正委託料(個人市民税制度改正対応分)その2 1,337
2,425			
2,425	11 需用費 1 消耗品費	9 9	1 企画・調整に要する経費 (企画政策課) 2,425
	12 役務費 1 郵便料	267 267	11 需用費 (9) 消耗品費 (9)
	13 委託料	2,149	12 役務費 (267) 郵便料 (267)
			13 委託料 (2,149) 第5次基本構想・前期基本計画指標アンケート調査委託料 2,149
1,473			
1,051	11 需用費 6 光熱水費	1,416 1,416	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 1,051
	12 役務費 2 電話料	57 57	11 需用費 (994) 光熱水費 (994)
252			12 役務費 (57) 電話料 (57)
			4 東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 252
			11 需用費 (252) 光熱水費 (252)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 市民施設費						
10 市民文化費	301,556	375	301,931			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
170			5 前原暫定集会施設の維持 管理に要する経費 (コミュニティ文) 170
			11 需用費 (170) 光熱水費 170
375			
375	11 需用費 6 光熱水費	375 375	7 はけの森美術館の維持管 理に要する経費 (コミュニティ文) 375
			11 需用費 (375) 光熱水費 375

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	370,544	0	370,544	1,613		
3 徴 収 費	64,277	27,882	92,159			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,613			
27,882			
27,882	23 償還金利子及び割引料	27,882	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 27,882 23 償還金利子及び割引料 (27,882) 還付金及び還付加算金 27,882

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	927,080	5,937	933,017	3,400		2,428
				2,502		
				898		
2 障害者福祉費	1,961,872	143,596	2,105,468	90,517		
				1,278		
				1,149		
				48,159		
				39,931		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
109			
834	19 負担金補助及び交付金	250	9 特別障害者手当等支給に要する経費 (自立生活支援課) 3,336
	20 扶助費	3,336	20 扶 助 費 (3,336) 特別障害者手当等 3,336
△ 648	23 償還金利子及び割引料	2,351	14 負担金・補助金 (地 域 福 祉 課) 250
			19 負担金補助及び交付金 (250) 福祉サービス第三者評価受審費補助金 250
2,351			33 返還金・還付金 () 2,351
			(2) 地域福祉課関係経費 2,351 23 償還金利子及び割引料 (2,351) 平成30年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金 1,224 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 1,127
53,079			
426	13 委託料	4,514	5 身体障害者(児)補装具給付に要する経費 (自立生活支援課) 1,704
	20 扶助費	119,233	20 扶 助 費 (1,704) 補装具費給付 1,704
75	23 償還金利子及び割引料	19,849	6 身体障害者手帳等交付にかかる診断書料の助成に要する経費 (自立生活支援課) 75
			20 扶 助 費 (75) 身体障害者手帳等申請用診断書料助成費 75
384			17 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 1,533
			13 委 託 料 (1,533) 重度身体障害者訪問入浴委託料 1,533
16,053			22 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 64,212
			20 扶 助 費 (64,212) 介護給付費 64,212
13,311			23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 53,242
			20 扶 助 費 (53,242) 訓練等給付費 53,242

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
4 高齢者福祉費	444,490	7,111	451,601			
8 介護保険事業費	1,373,000	0	1,373,000			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,981			24 介護給付費・訓練等給付 費事務に要する経費 (自立生活支援課) 2,981
19,849			13 委 託 料 (2,981) 給付費支払事務委託料 130 短期入所事業委託料 2,851
			30 返還金・還付金 (自立生活支援課) 19,849
			23 償還金利子及び割引料 (19,849) 平成30年度障害者自立支援給付 費国庫負担金返還金 8,088 平成30年度障害者自立支援給付 費都負担金返還金 3,801 平成30年度地域生活支援事業費 等国庫補助金返還金 180 平成30年度地域生活支援事業費 等都補助金返還金 90 平成30年度障害者施策推進区市 町村包括補助事業都補助金返還金 7,690
7,111			
328	11 需用費 5 印刷製本費	328 328	22 地域福祉ネットワーク支 援に要する経費 (介 護 福 祉 課) 328
6,783	23 償還金利子及び割引料	6,783	11 需 用 費 (328) 印刷製本費 328
			45 返還金・還付金 (介 護 福 祉 課) 6,783
			23 償還金利子及び割引料 (6,783) 平成30年度低所得者保険料軽減 国庫負担金返還金 189 平成30年度低所得者保険料軽減 都負担金返還金 95 平成30年度訪問介護継続利用者 負担助成事業都補助金返還金 3 平成30年度生計困難者介護サー ビス利用者負担額軽減制度事業都 補助金返還金 90 平成30年度高齢社会対策区市町 村包括補助事業都補助金返還金 6,406
	28 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 0
			28 繰 出 金 (0) 介護給付費繰出金 558 職員給与費等繰出金 △ 558

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	5,569,537	240,574	5,810,111	85,223		1,770
				9,399		
				11,665		
				46,788		1,770
				17,371		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
153,581			
1,601	13 委託料	76	2 児童手当支給に要する経費 (子育て支援課) 11,000
	19 負担金補助及び交付金	32,031	20 扶助費 (11,000) 児童手当 11,000
2,040	20 扶助費	75,424	6 乳幼児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 2,040
	23 償還金利子及び割引料	133,043	20 扶助費 (2,040) 医療費 2,040
99			8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 11,764
			19 負担金補助及び交付金 (11,764) 保育士等キャリアアップ補助金 11,764
13,902			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 62,460
			13 委託料 (76) 給付費支払事務委託料 76
			20 扶助費 (62,384) 障害児通所給付費 62,384
2,896			26 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保 育 課) 20,267
			19 負担金補助及び交付金 (20,267) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 20,267
133,043			27 返還金・還付金 () 133,043
			(1) 保育課関係経費 132,740
			23 償還金利子及び割引料 (132,740)
			平成30年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 7,894
			平成30年度保育所等整備国庫交付金返還金 56,540
			平成30年度子どものための教育・保育給付費国庫補助金返還金 112
			平成30年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 30,614
			平成30年度保育所運営費都負担金返還金 4,753
			平成30年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 24,540
			平成30年度保育所等賃借料都補助金返還金 359
			平成30年度認証保育所運営費等都補助金返還金 3,488

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童福祉施設費	63,219	749	63,968			
4 保育園費	1,102,520	1,645	1,104,165			
5 学童保育所費	435,367	1,241	436,608			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			平成30年度定期利用保育事業費 都補助金返還金	656
			平成30年度保育従事職員宿舍借 上支援事業費都補助金返還金	92
			平成30年度東京都認可化移行総 合支援事業都補助金返還金	56
			平成30年度保育所等におけるI CT化推進事業費都補助金返還金	1,076
			平成30年度保育所等における児 童の安全対策強化事業費都補助金 返還金	2,560
			(2) 自立生活支援課関係経費	303
			23 償還金利子及び割引料 (303)
			平成30年度障害児通所給付費国 庫負担金返還金	202
			平成30年度障害児通所給付費都 負担金返還金	101
749				
749	11 需用費 6 光熱水費	749 749	2 児童館維持管理に要する 経費 (児童青少年課)	749
			11 需用費 光熱水費 (749) 749
1,645				
1,645	11 需用費 6 光熱水費	1,645 1,645	2 保育園維持管理に要する 経費 (保 育 課)	1,645
			11 需用費 光熱水費 (1,645) 1,645
1,241				
1,128	11 需用費 6 光熱水費	1,128 1,128	1 学童保育所維持管理に要 する経費 (児童青少年課)	1,128
	23 償還金利子及び割 引料	113	11 需用費 光熱水費 (1,128) 1,128
113			3 返還金・還付金 (児童青少年課)	113
			23 償還金利子及び割引料 (113) 平成30年度都型学童クラブ補助 金返還金
				113

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	181,315	166,410	347,725			
2 扶助費	3,455,065	0	3,455,065			9,199

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
166,410			
2,104	13 委託料	2,104	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 2,104
	23 償還金利子及び割引料	164,306	13 委託料 (2,104) 生活保護システム改修委託料 (OSバージョンアップ対応分) 2,104
164,306			3 返還金・還付金 (地域福祉課) 164,306
			23 償還金利子及び割引料 (164,306) 平成30年度生活保護費等国庫負担金返還金 138,680 平成30年度生活保護費等都負担金返還金 25,626
△ 9,199			

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	722,323	1,168	723,491	366		
				366		
4 環境衛生費	1,825	220	2,045	220		
				220		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
802			
671	11 需用費 10 修繕料	671 671	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 671
	20 扶助費	488	11 需用費 修繕料 (671) 671
122	23 償還金利子及び割引料	9	30 未熟児養育医療に要する 経費 (健康課) 488
			20 扶助費 養育医療費 (488) 488
9			32 返還金・還付金 (健康課) 9
			23 償還金利子及び割引料 (9) 平成30年度出産・子育て応援事 業都補助金返還金 9
	19 負担金補助及び交付金	220	3 飼い主のいない猫対策に 要する経費 (環境政策課) 220
			19 負担金補助及び交付金 (220) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術 費補助金 220

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,962,622	1,882	2,964,504			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,882			
1,882	13 委託料	1,882	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 1,882
			13 委託料 (1,882)
			可燃粗大ごみ運搬処理委託料 1,882

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費	189,406	1,573	190,979			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,573			
1,573	19 負担金補助及び交付金	1,573	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 1,573
			19 負担金補助及び交付金 (1,573) 民営自転車駐車場補助金 1,573

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	263,545	13,838	277,383			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
13,838			
13,838	15 工事請負費	13,838	6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) 13,838
			15 工事請負費 (13,838) 栗山公園多目的広場改修工事

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,375,014	2,867	1,377,881			
2 非常備消防費	82,496	3,993	86,489	1,325		
				1,325		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,867			
2,867	13 委託料	2,867	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) 2,867
			13 委託料 (2,867) 消防事務都委託金 2,867
2,668			
2,668	18 備品購入費	3,980	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 3,993
	19 負担金補助及び交付金	13	18 備品購入費 (3,980) 維持管理機器類 3,677 工作機器類 303 19 負担金補助及び交付金 (13) 簡易無線電波利用料負担金 13

款 10 教 育 費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	434,015	471	434,486			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
471			
471	7 貸金	471	1 職員人件費その他 () 471
			(3) 庶務課関係経費 471
			7 貸 金 (471)
			欠員補充臨時職員賃金 471

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	545,065	6,486	551,551			
2 教育振興費	137,174	1,090	138,264	30		
				30		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
6,486			
6,486	11 需用費 7 光熱水費	6,486 6,486	2 学校運営に要する経費 () 6,486
			(2) 学務課関係経費 6,486
			11 需用費 (6,486)
			光熱水費 6,486
1,060			
1,060	20 扶助費	1,090	3 就学援助に要する経費 (学 務 課) 1,090
			20 扶 助 費 (1,090)
			要保護・準要保護児童就学援助費 1,090

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	93,313	1,313	94,626			
3 学校保健給食費	173,714	0	173,714	71		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,313			
1,313	20 扶助費	1,313	3 就学援助に要する経費 (学 務 課) 1,313
			20 扶 助 費 (1,313) 要保護・準要保護生徒就学援助費 1,313
△ 71			

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 公民館費	千円 195,022	千円 600	千円 195,622	千円	千円	千円
4 文化財保護費	9,546	212	9,758			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
600			
600	11 需用費 7 光熱水費	600 600	2 公民館維持管理に要する 経費 (公 民 館) 600
			11 需用費 (600) 光熱水費 600
212			
212	11 需用費 6 光熱水費	212 212	3 文化財センター維持管理 に要する経費 (生涯学習課) 212
			11 需用費 (212) 光熱水費 212

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	73,962	896	74,858			896
						896

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	11 需用費	773	8 東京2020オリンピック	
	1 消耗品費	607	ク・パラリンピック推進	
	5 印刷製本費	166	に要する経費 (生涯学習課)	896
	13 委託料	123	11 需用費 (773)
			消耗品費	607
			印刷製本費	166
			13 委託料 (123)
			掲示物作製等委託料	123

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	73,156	△ 5,793	67,363			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 5,793		千円	千円

債務負担行為の見込み及び翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査補正

(単位:千円)

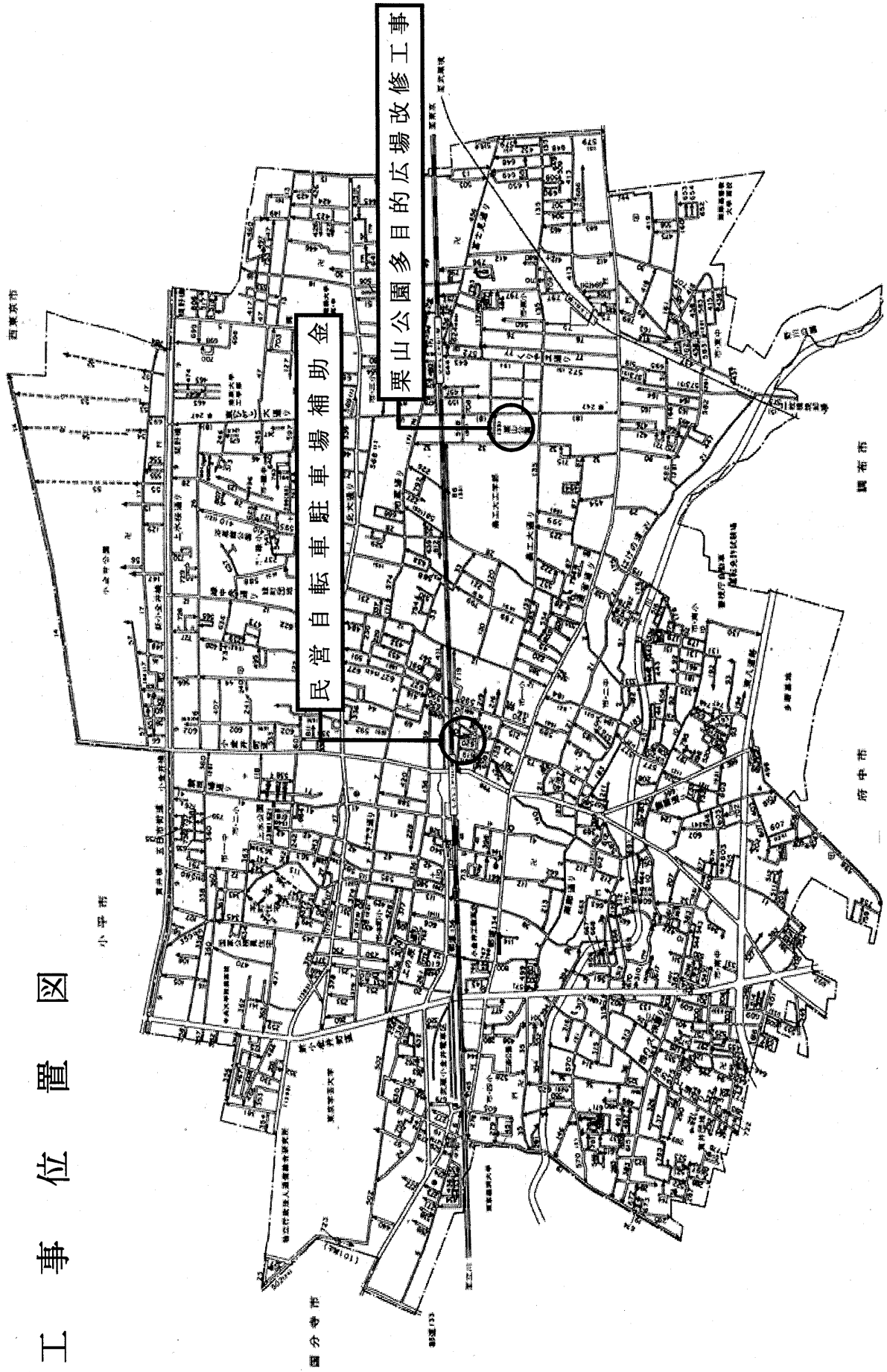
追加	事項	限度額	平成30年度末までの		令和元年度 支出期間	以降の 予定金額	左の財源内訳			
			支出期間	金額			特定財源			
							国庫支出金	地方債	その他	
	内部情報パーソナルコンピュータ増設 機器等借上料(令和2年度導入分)	1,395			令和元年度 ~令和6年度	1,395				1,395
	内部情報パーソナルコンピュータ更新用 ソフトウェア借上料(令和2年度導入分)	30			令和元年度 ~令和2年度	30				30
	清掃関連施設整備等工事発注支援 委託料(資源物処理施設)	11,880			令和元年度 ~令和3年度	11,880	3,960		7,800	120
	東京2020オリンピック聖火リレー ミニセレブレーション等運営委託料	5,397			令和元年度 ~令和2年度	5,397				5,397

議案第61号資料2

令和元年度 基金現在高調べ

NO	基金名	平成30年度末現在	令和元年度算第4	予算補正状況	補積立		正後額の計	の計取	令和元年度定額	令和元年度末見込額	(F)=(A)+(D)-(E)
					額(C)	正額(D)					
1	財政調整基金	元金 9,416 計	279	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	当 初 6 計	880,000 440,000 1,320,000		2,814,151
2	職員退職手当基金	元金 9,416 計	1		0	0	0	当 初 1 計			9,417
3	庁舎建設基金	元金 2,700,607 計	238	200,000	200,000	0	200,000	当 初 238 計	116,846		2,783,999
4	地域福祉基金	元金 767,768 計	72	20	20	0	20	当 初 72 計	18,500		749,350
5	環境基金	元金 1,526,044 計	163	40	40	0	40	当 初 163 計	636,100 △4,000 632,100		1,094,147
6	都市再開発整備基金	元金 3,029 計	1		0	0	0	当 初 1 計			3,030
7	みどり公園基金	元金 3,014 計	1	75	75	0	75	当 初 75 計	1,050		2,040
8	市営住宅整備基金	元金 57,378 計	3,304		0	0	0	当 初 3,304 計	1,710		58,978
9	教育施設整備基金	元金 207,058 計	500	80	80	0	80	当 初 580 計	112,100		95,558
10	土地開発基金	元金 65 計	1		0	0	0	当 初 1 計			66
合	計	元金 8,308,241 計	203,804	1,300,215	1,300,215	0	1,300,215	当 初 782 計	1,766,306 436,000 2,202,306		7,610,736

工事位置図



栗山公園多目的広場改修工事概要

1 工事件名
栗山公園多目的広場改修工事

2 工事箇所
小金井市中町二丁目21番

3 工事目的

栗山公園の多目的広場は、優れた水はけと、地下水の^{かん}涵養のため、地下全面に碎石を敷き詰めていることから、長年の使用により表土が削られ、碎石が表出してしまっている。

今回の改修工事は、凸凹が生じている表土を取り除き、グリーンダストと呼ばれる防塵性・排水性の良い材料を5cm程度敷均し転圧することにより、良好な状態に改修するものである。

4 工事概要

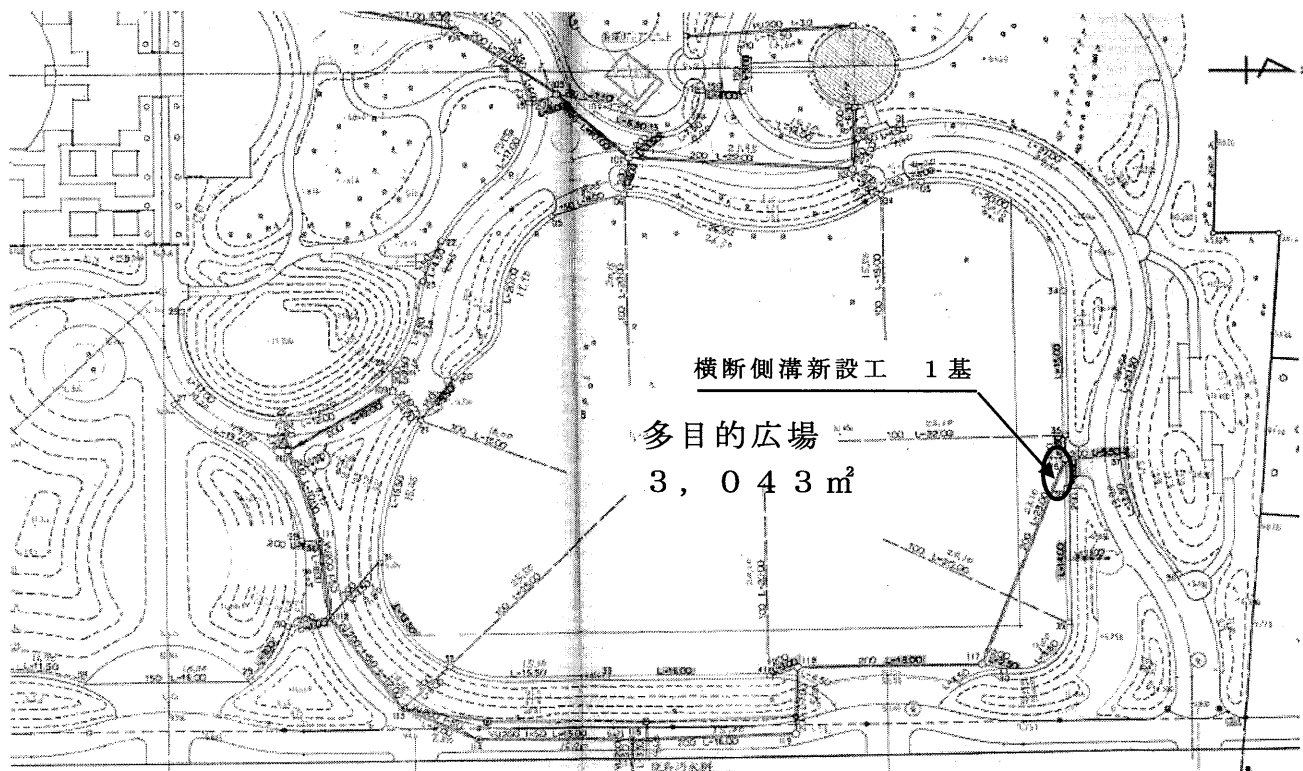
(1) 工事内容

多目的広場面積 3,043㎡

(グリーンダスト敷均し・転圧工、集水柵・横断側溝新設工 1基)

(2) 工期

令和2年1月中旬から3月中旬まで



東京2020オリンピック聖火リレーについて

1 聖火リレー概要

(1) 全国における実施期間

令和2年3月26日福島県・ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジをスタートした後、日本全国857市区町村で実施され、121日間をかけて日本全国を巡り、7月24日に都庁前でゴールを迎える。

(2) 東京都における実施期間

令和2年7月10日（金）～7月24日（金）

(3) 小金井市実施日

令和2年7月15日（水）

(4) 実施日当日の各市の順番

①清瀬市⇒②東久留米市⇒③西東京市⇒④小金井市⇒⑤府中市

(5) ミニセレブレーション

市内走行区間内でミニセレブレーションを開催する。内容は、ウエルカムプログラム（各実行委員会の自由企画により、特色ある盛り上がりを図るプログラム）及び中継地セレモニー（聖火ランナー入場、挨拶、フォトセッション等）によって構成する。

2 東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーション等運営委託料概要

(1) 当日運営事務

ア 聖火リレー関連事務

- ・スタート地点の装飾運営等
- ・ミニセレブレーション運営費
- ・トーチ作成体験費

イ 東京2020大会オリンピック機運醸成イベント運営事務

- ・オリンピック競技体験運営費
- ・ビジョンカー設置費
- ・飲食店ブースのテント及び休憩場所のベンチ等設置費
- ・ステージ及び音響機器等の設置費、オペレーション費用
- ・司会進行業務

(2) 事前調整事務

ア イベントの内容は東京都及びオリンピック・パラリンピック組織委員会と協議する必要がある、その補助を行う。

イ 小金井市東京2020大会連携協議会と連携し、事前調整を行う。

議案第62号

令和元年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)

令和元年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成31年度小金井市国民健康保険特別会計予算における会計年度の表示は、「令和元年度」とし、令和元年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,234,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和元年11月1日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		千円 6,430,681	千円 1,106	千円 6,431,787
	1 都 補 助 金	6,430,681	1,106	6,431,787
6 繰 越 金		1	96,043	96,044
	1 繰 越 金	1	96,043	96,044
歳 入 合 計		10,137,739	97,149	10,234,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 188,319	千円 1,106	千円 189,425
	1 総 務 管 理 費	157,315	1,106	158,421
5 基 金 積 立 金		16	9,605	9,621
	1 基 金 積 立 金	16	9,605	9,621
8 予 備 費		20,831	86,438	107,269
	1 予 備 費	20,831	86,438	107,269
歳 出 合 計		10,137,739	97,149	10,234,888

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
データヘルス事業委託料	令和元年度 ～令和2年度	19,785千円

議案第62号資料

令和元年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3都支出金		千円 6,430,681	千円 1,106	千円 6,431,787
	1都補助金	6,430,681	1,106	6,431,787
6繰越金		1	96,043	96,044
	1繰越金	1	96,043	96,044
歳入合計		10,137,739	97,149	10,234,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 188,319	千円 1,106	千円 189,425
	1 総 務 管 理 費	157,315	1,106	158,421
5 基 金 積 立 金		16	9,605	9,621
	1 基 金 積 立 金	16	9,605	9,621
8 予 備 費		20,831	86,438	107,269
	1 予 備 費	20,831	86,438	107,269
歳 出 合 計		10,137,739	97,149	10,234,888

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,106
			1,106
			9,605
			9,605
			86,438
			86,438
			97,149

2 歳 入

款 3 都 支 出 金

項 1 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 システム開 発費等補助 金	千円 0	千円 1,106	千円 1,106	1 社会保障・税番号制度シ ステム整備費補助金	千円 1,106

款 6 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 96,043	千円 96,044	1 前年度繰越金	千円 96,043

説	明	千円
1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (保険年金課)	1,106

説	明	千円
1	前年度繰越金 (保険年金課)	96,043

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	154,608	1,106	155,714			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,106			
1,106	13 委託料	1,106	3 国民健康保険システムに 要する経費 (保険年金課) 1,106
			13 委託料 (1,106) 国民健康保険システム修正委託料 (オンライン資格確認対応分) 1,106

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	16	9,605	9,621			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,605			
9,605	25 積立金	9,605	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 9,605
			25 積立金 (9,605)
			国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 9,605

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 20,831	千円 86,438	千円 107,269	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 86,438		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事項	限度額	平成30年度末までの支出(見込)額		令和元年度支出期間		令和元年度以降の支出予定金額		左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	金額	金額	特定財源		一般財源			
								国庫支出金	地方債	その他			
データヘルス事業委託料	19,785			令和元年度 ~令和2年度	19,785								19,785

議案第63号

令和元年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第2回)

令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

令和元年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月1日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 費		千円 1,380,058	千円 4,839	千円 1,384,897
	1 下 水 道 管 理 費	1,181,842	4,839	1,186,681
4 予 備 費		79,671	△4,839	74,832
	1 予 備 費	79,671	△4,839	74,832
歳 出 合 計		1,585,231	0	1,585,231

議案第63号資料

令和元年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		千円 1,380,058	千円 4,839	千円 1,384,897
	1 下水道管理費	1,181,842	4,839	1,186,681
4 予備費		79,671	△4,839	74,832
	1 予備費	79,671	△4,839	74,832
歳出合計		1,585,231	0	1,585,231

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			4,839
			4,839
			△4,839
			△4,839
			0

2 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	1,042,959	4,839	1,047,798			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,839			
4,839	27 公課費	4,839	2 一般業務に要する経費 (下水道課) 4,839
			27 公 課 費 (4,839)
			消費税及び地方消費税 4,839

款 4 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	79,671	△ 4,839	74,832			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 4,839		千円	千円

議案第64号

令和元年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和元年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,567,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月1日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 1,808,468	千円 1,065	千円 1,809,533
	1 国庫負担金	1,375,946	892	1,376,838
	2 国庫補助金	432,522	173	432,695
4 支払基金交付金		2,175,205	1,206	2,176,411
	1 支払基金交付金	2,175,205	1,206	2,176,411
5 都支出金		1,205,672	558	1,206,230
	1 都負担金	1,143,588	558	1,144,146
8 繰入金		1,505,860	1,077	1,506,937
	2 基金繰入金	132,860	1,077	133,937
歳 入 合 計		8,563,711	3,906	8,567,617

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 7,752,410	千円 4,464	千円 7,756,874
	5 高額医療合算介護サービス等	34,265	4,464	38,729
8 予備費		8,711	△558	8,153
	1 予備費	8,711	△558	8,153
歳 出 合 計		8,563,711	3,906	8,567,617

議案第64号資料

令和元年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,808,468	千円 1,065	千円 1,809,533
	1 国庫負担金	1,375,946	892	1,376,838
	2 国庫補助金	432,522	173	432,695
4 支払基金交付金		2,175,205	1,206	2,176,411
	1 支払基金交付金	2,175,205	1,206	2,176,411
5 都支出金		1,205,672	558	1,206,230
	1 都負担金	1,143,588	558	1,144,146
8 繰入金		1,505,860	1,077	1,506,937
	1 一般会計繰入金	1,373,000	0	1,373,000
	2 基金繰入金	132,860	1,077	133,937
歳入合計		8,563,711	3,906	8,567,617

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 7,752,410	千円 4,464	千円 7,756,874
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サ ー ビ ス 等	34,265	4,464	38,729
8 予 備 費		8,711	△558	8,153
	1 予 備 費	8,711	△558	8,153
歳 出 合 計		8,563,711	3,906	8,567,617

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 1,623	千円	千円 2,283	千円 558
1,623		2,283	558
			△558
			△558
1,623		2,283	0

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,375,946	千円 892	千円 1,376,838	1 現年度分	千円 892

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 調整交付金	千円 312,402	千円 173	千円 312,575	1 現年度分調整交付金	千円 173

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,094,420	千円 1,206	千円 2,095,626	1 現年度分	千円 1,206

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,143,588	千円 558	千円 1,144,146	1 現年度分	千円 558

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課)	892

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課)	173

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	1,206

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課)	558

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 969,051	千円 558	千円 969,609	1 現年度分	千円 558
5 その他一般会計繰入金	291,109	△ 558	290,551	1 職員給与費等繰入金	△ 558

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 132,860	千円 1,077	千円 133,937	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 1,077

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課)	558
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	558

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	1,077

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	33,966	4,464	38,430	1,623		2,283
				1,623		2,283

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
558			
558	19 負担金補助及び交付金	4,464	1 高額医療合算介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 4,464 19 負担金補助及び交付金 (4,464) 高額医療合算介護サービス費 4,464

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	8,711	△ 558	8,153			

		節		説 明
一般財源		区 分	金 額	
	千円		千円	千円
△	558			

議案第65号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものがあります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第1条 小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和30年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項、第4項及び第7項並びに第17条の2第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条の2第2項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条の3第1項第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第18条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「同項の規定により、当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(小金井市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 小金井市職員退職手当支給条例(昭和23年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、<u>情状により、当該職員がその職を失わないもの</u>とすることができる。 2 省略 付 則 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p>	<p>(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、<u>情状により、当該職員がその職を失わないもの</u>とすることができる。 2 省略</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当) 第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>(期末手当) 第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは<u>法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)</u>についても同様とする。</p>	<p>法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備</p>

2	省略	第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。	法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備
3	省略	第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。	法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備
5	省略	第1項後段で定める者のうち、その退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日において、次の各号の一に定める職員には、期末手当を支給しない。	同上
6	省略	第1項後段で定める者のうち、その退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日において、次の各号の一に定める職員には、期末手当を支給しない。	同上
(1)	}	省略	(1)
}	}	省略	(4)
(4)	}	省略	(4)
8	省略	第17条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。	同上
9	省略	第17条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。	同上

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の1 00	100分の1 00
行(1)4級職員	100分の1 20	100分の1 20
行(1)5級職員	100分の1 30	100分の1 30

3 } 省略
5 }

(期末手当の不支給)
第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第17条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の1 00	100分の1 00
行(1)4級職員	100分の1 20	100分の1 20
行(1)5級職員	100分の1 30	100分の1 30

3 } 省略
5 }

(期末手当の不支給)
第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第17条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 } 2 } 3 } 省略 4 }</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、それぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>6 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 } 2 } 3 } 省略 4 }</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>6 省略</p>	<p>法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備</p>
<p>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>付 則</p>	<p>法改正に伴う規定の整備及び支給対象者に係る規定の整備</p>	<p>法改正に伴う支給対象者に係る規定の整備</p>

<p>小井市職員退職手当支給条例 (第3条関係)</p>	<p>改正条例</p>	<p>現行条例</p>	<p>備考</p>
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職に係る一</p>	<p>備考</p>	<p>備考</p>

般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、事情(当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務の遂行に及ぼす影響をいう。)を勸案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 (2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 省略
 3 省略

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、事情(当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務の遂行に及ぼす影響をいう。)を勸案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 (2) 法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 省略
 3 省略

法改正に伴う支給制限に係る規定の整備

議案第66号

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市民税の課税に関する証明について、多機能端末機による交付手数料を新設するため、本案を提出するものであります。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表税務事務の部市税に関する証明の項を次のように改める。

市税に関する証明	1件	多機能端末機による 交付（市民税の課税 に関する証明の交付 に限る。）200円 窓口交付 300円 郵送等請求に対する 交付 400円	
----------	----	---	--

付 則

この条例は、令和2年1月15日から施行する。

議案第66号資料

小金井市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考	
税務事務	1件	多機能端末機による交付 (市民税の課税に関する証明の交付に限る。) 200円 窓口交付 300円 郵送等請求に 対する交付 400円		税務事務	1件	窓口交付 300円 郵送等請求に 対する交付 400円		
省略				省略				
省略				省略				

付 則
この条例は、令和2年1月15日から施行する。

議案第67号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において同じ」を「同じ」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「同条」を「同省令第27条」に改める。

第39条第2項中「小学校就学前子ども及び」を「小学校就学前子どもの数及び」に改める。

第40条第2項中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を「同じ。）」に改める。

第51条第3項中「次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」を「）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同項第3号」と」を加える。

第52条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 省略 (秘密保持等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 省略 (秘密保持等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 省略 (秘密保持等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 省略 (秘密保持等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p>

それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 省略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学

それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 省略

2 省略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもと、「の同
号に掲げる」とあるのは「の同項第1号に掲げる」と、第1
3条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とある
のは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基
準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中
「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付
認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号
イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保
育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と
する。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）
の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるもの
に限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事
業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成2
6年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保
育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）
及び小規模保育事業B型（回省令第27条に規定する小規
模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同
じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業
C型（回省令第27条に規定する小規模保育事業C型をい
う。付則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人
以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 省略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 省略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19
条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定
地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもと、「の同
号に掲げる」とあるのは「の同項第1号に掲げる」と、第1
3条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とある
のは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基
準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中
「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付
認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号
イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者
を除く」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）
の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるもの
に限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事
業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成2
6年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保
育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）
及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業
B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつ
ては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に
規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において
同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保
育事業にあつては1人とする。

2 省略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 省略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19
条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域
型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ど

法改正に伴
う規定の整
備

同上

規定の整備

子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 省略

4 省略

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用

も(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 省略

4 省略

第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「特定地域型保育(特別

地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費)をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)と、「施設型給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育」とあるのは「特定地域型保育」とあるのは「特定教育・保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「第46条に規定する事業の運営に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 省略
- 2 省略
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に

利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)と、「施設型給付費の」とあるのは「特定教育・保育に」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育」とあるのは「特定教育・保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「第46条に規定する事業の運営に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 省略
- 2 省略
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲

備

法改正に伴う規定の整備

掲げる小学校就学前子ども^の数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とあるのは「前項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 省略

掲げる小学校就学前子ども^の数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 省略

2 省略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに對するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 省略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに對するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

法改正に伴う規定の整備

議案第68号

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

道路占用料の算定基礎を市の固定資産税評価額とする見直しを図るため、本案を提出するものであります。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例（昭和36年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1 年	3,790
	第二種電柱		5,830
	第三種電柱		6,840
	第一種電話柱		3,000
	第二種電話柱		4,800
	第三種電話柱		6,430
	その他の柱類		290
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メート	33
	地下電線その他地下に設ける線類	ルにつき1年	20
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	2,850
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,800
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1 年	6,000
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	14,710
その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	6,000	
法第3	外径が0.07メートル未満のも	長さ1メート	140

2条第1項第2号に掲げる物件	の		ルにつき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			200
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			300
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			400
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			610
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			810
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			2,000
	外径が1メートル以上のもの			4,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	6,000
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	6,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A×
		階数が2のもの		0.004
		階数が3以上のもの		A×
	上空に設ける通路	0.006		
				A×
				0.008
				7,350

	地下に設ける通路			4, 410
	その他のもの			6, 000
法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	140
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	14, 710
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「令 という。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	10, 610
	標識		1本につき1年	4, 800
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	140
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	14, 710
	アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	147, 150
		その他のもの		73, 570
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	14, 710
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	6, 770

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この

項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 単位の欄において、表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表（以下「改正後別表」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の道路占用申請に係る占用料について適用し、同日前の道路占用申請に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの占用料の特例)

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における道路占用申請に係る占用料については、改正後別表の規定にかかわらず、付則別表第1によるものとする。

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの占用料の特例)

4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における道路占用申請に係る占用料については、改正後別表の規定にかかわらず、付則別表第2によるものとする。

付則別表第1

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
道路法 (昭和 27年 法律第 180 号。以 下「法 という。 第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第一種電柱	1本につき1 年	2,470
	第二種電柱		3,600
	第三種電柱		4,920
	第一種電話柱		1,980
	第二種電話柱		3,200
	第三種電話柱		4,390
	その他の柱類		190
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	24
	地下電線その他地下に設ける線類	1個につき1 年	12
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	1,890
地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,240	
変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1 年	3,720	

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	10,770
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,820
法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	180
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		200
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		250
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		250
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		430
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		450
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1,080
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,100
	外径が 1 メートル以上のもの		2,400
法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	鉄道及び軌道その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,500
法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,320

法第3 2条第 1項第 5号に 掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	A× 0.004
		階数が2のもの		A× 0.006
		階数が3以上のもの		A× 0.008
	上空に設ける通路			6,320
	地下に設ける通路			3,830
	その他のもの			3,500
法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設 けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	106
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平 方メートルに つき1年	10,770
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「令 という。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（アーチ式であるものを除 く。）		表示面積1平 方メートルに つき1年	9,410
	標識		1本につき1 年	3,070
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける もの	占用面積1平 方メートル又 は1本につき 1日	106
		その他のもの	占用面積1平 方メートル又 は1本につき 1年	10,770
	アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1基につき1 年	107,750
	その他のもの	53,850		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料の置場			占用面積1平 方メートルに	10,770

	つき1年	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占有面積1平方メートルにつき1年	4,080

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 単位の欄において、表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が

翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

付則別表第2

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	3,130
	第二種電柱		4,850
	第三種電柱		5,880
	第一種電話柱		2,490
	第二種電話柱		4,000
	第三種電話柱		5,410
	その他の柱類		240
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	28
	地下電線その他地下に設ける線類		16
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,520
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,860
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,740
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,910	
法第3 2条第 2号の	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160

1 項第 2 号に 掲げる 物件	外径が 0. 07メートル以上 0. 1メートル未満のもの			200
	外径が 0. 1メートル以上 0. 15メートル未満のもの			280
	外径が 0. 15メートル以上 0. 2メートル未満のもの			300
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの			520
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの			650
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満のもの			1, 240
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの			1, 640
	外径が 1メートル以上のもの			3, 290
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に 掲げる 施設	鉄道及び軌道その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 750
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 660
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A × 0. 004
		階数が 2 のもの		A × 0. 006
		階数が 3 以上のもの		A × 0. 008
	上空に設ける通路			6, 840

	地下に設ける通路		4, 1 2 0
	その他のもの		4, 7 5 0
法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1 2 3
	商品置場その他これに類するもの		1 2, 7 4 0
令第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板（アーチ式であるものを除く。）		1 0, 0 1 0
	標識		3, 9 4 0
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 2 3
		その他のもの	1 2, 7 4 0
	アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1 2 7, 4 5 0
		その他のもの	6 3, 7 1 0
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場			1 2, 7 4 0
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			5, 4 3 0

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この

項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 単位の欄において、表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例			現行条例			備考 占用料等 の改正
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)			
占用物件	単位	占用料(円)	占用物件	単位	占用料(円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	1本につき1年	3,790	法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	1本につき1年	1,800	
第一種電柱		5,830	第一種電柱		2,880	
第二種電柱		6,840	第二種電柱		3,960	
第三種電柱		3,000	第一種電話柱		1,480	
第一種電話柱		4,800	第二種電話柱		2,400	
第二種電話柱		6,430	第三種電話柱		3,360	
その他の柱類		290	その他の柱類		140	
共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	33	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	19	
地下電線その他地下に 設ける線類		20	地下電線その他地下に 設ける線類		9	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,850	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,800	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	960	
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	6,000	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	2,580	
広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	14,710	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	8,800	
その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	6,000	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	2,730	
法第32条第1項第2号に掲げる物 件	長さ1メートルにつき 1年	140	法第32条第1項第2号に掲げる物 件	長さ1メートルにつき 1年	230	
外径が0.07メートル 未満のもの		200	外径が0.2メートル 未満のもの		340	
外径が0.07メートル 以上0.1メートル 未満のもの		300	外径が0.2メートル 以上0.4メートル未 満のもの		930	
外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの			外径が0.4メートル 以上1メートル未満の もの			

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	400		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	610		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	810		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,400		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	2,000		
外径が1メートル以上	4,000		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	6,000	法第32条第1項第4号に掲げる	法第32条第1項第4号に掲げる
法第32条第1項第3号に掲げる施設	6,000	法第32条第1項第4号に掲げる	法第32条第1項第4号に掲げる
法第32条第1項第5号に掲げる施設	A×0.004	階数が1のもの	階数が1のもの
	A×0.006	階数が2のもの	階数が2のもの
	A×0.008	階数が3以上のもの	階数が3以上のもの
	7,350	上空に設ける通路	上空に設ける通路
	4,410	地下に設ける通路	地下に設ける通路
	6,000	その他のもの	その他のもの
法第32条第1項	140	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの

外径が1メートル以上のもの	1,860		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	2,240	法第32条第1項第4号に掲げる	法第32条第1項第4号に掲げる
法第32条第1項第5号に掲げる施設	1,980	法第32条第1項第4号に掲げる	法第32条第1項第4号に掲げる
法第32条第1項第5号に掲げる施設	A×0.004	階数が1のもの	階数が1のもの
	A×0.006	階数が2のもの	階数が2のもの
	A×0.008	階数が3以上のもの	階数が3以上のもの
	5,800	上空に設ける通路	上空に設ける通路
	3,530	地下に設ける通路	地下に設ける通路
	2,240	その他のもの	その他のもの
法第32条第1項	88	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの

第6号に掲げる施設	商品置場その他これに類するもの	14, 710
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)	10, 610
	標識	4, 800
	旗	140
	ざお及び幕	14, 710
第7条第1号に掲げる物件	車道を横断するもの	147, 150
	その他のもの	73, 570
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	14, 710
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	6, 770

備考

- 1 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で画面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第6号に掲げる施設	商品置場その他これに類するもの	8, 800
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)	8, 800
	標識	2, 200
	旗	88
	ざお及び幕	8, 800
第7条第1号に掲げる物件	車道を横断するもの	88, 000
	その他のもの	44, 000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	8, 800
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	2, 730

備考

- 1 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、

- 6 単位の欄において、表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数に乗じて得た額（その額が100円に満たない場合においては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合には、占有料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数に乗じて得た額（その額が100円に満たない場合においては、100円）の合計額とする。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表（以下「改正後別表」という。）の規定は、この条例の施行日以後の道路占有申請に係る占有料について適用し、同日前の道路占有申請に係る占有料については、なお従前の例による。
(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの占有料の特例)
- 3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に占道路路占有申請に係る占有料については、改正後別表の規定にかかわらず、付則別表第1によるものとする。
(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの占有料の特例)
- 4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に占道路路占有申請に係る占有料については、改正後別表の規定にかかわらず、付則別表第2によるものとする。

付則別表第1 省略
付則別表第2 省略

- 看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが1平方メートルもしくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積もしくは長さに1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。
- 8 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数に乗じて得た額（その額が100円に満たない場合においては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合には、占有料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数に乗じて得た額（その額が100円に満たない場合においては、100円）の合計額とする。

議案第68号資料2

近隣市及び類似団体における道路占用料の調べ

(単位：円)

占用物件	単位	占用料徴収額											
		武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	小金井市	小平市	国分寺市	東久留米市	多摩市	西東京市
道踏法(以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線、変圧塔等の工作物)	第一種電柱	4,400	4,400	1,480	3,140		3,040	3,790	1,800	1,800	2,880	1,480	3,210
	第二種電柱	6,800	6,800	2,280	4,820	2,280	4,680	5,830	2,880	2,880	4,490	2,280	4,940
	第三種電柱	9,400	9,400	3,070	6,500		6,310	6,840	3,960	3,960	6,090	3,070	6,660
	第一種電話柱	3,250	3,250	1,320	2,800		2,720	3,000	1,480	1,110	2,580	1,320	2,870
	第二種電話柱	5,250	5,250	2,120	4,480	1,320	4,350	4,800	2,400	1,800	4,210	2,120	4,590
	第三種電話柱	7,240	7,240	2,910	6,170		5,990	6,430	3,360	2,490	5,810	2,910	6,320
	その他の柱類	300	300	130	280	130	270	290	140	140	200	130	280
	非架電線	40	40	13	28	13	27	33	19	20	20	13	28
	その他上空に設ける線類	20	20	7	16	7	16	20	9	10	10	7	17
	その他地下に設ける線類												
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)	路上に設ける変圧器	3,000	3,000	1,290	2,740	1,290	2,660	2,850	1,400	1,400	1,960	1,290	2,810
	地下に設ける変圧器	2,000	2,000	790	1,680	790	1,630	1,800	960	960	1,200	790	1,720
	変圧器その他これらに類するもの及び公衆電話所	6,200	6,200	2,580	5,610	2,580	5,440	6,000	2,580	2,580	4,010	2,580	5,650
	広告塔	18,000	17,700	8,800	14,250	8,800	12,600	14,710	8,800	8,800	5,750	8,800	9,330
	その他のもの	6,200	6,200	2,650	5,610	2,650	5,440	6,000	2,730	2,730	4,010	2,650	5,740
	外径が0.07m未満のもの	140		55	110		110	140	93		80	55	120
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	200	230	79	160	79	160	200		93	120	79	170
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	300	310	110	250	110	240	300	140	140	180	110	250
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	400	400	150	330	150	320	400	180	180	240	150	340
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	610	670	230	500	310	490	610	340		360	230	510
外径が0.3m以上0.4m未満のもの	820		310	670	310	650	810		630	480	310	680	
外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1,400	930	550	1,170	550	1,140	1,400	650	650	840	550	1,200	
外径が0.7m以上1m未満のもの	2,000		790	1,680	790	1,630	2,000	930	930	1,200	790	1,720	
外径が1m以上のもの	4,000	1,860	1,590	3,360	1,590	3,260	4,000	1,860	1,860	2,400	1,590	3,440	

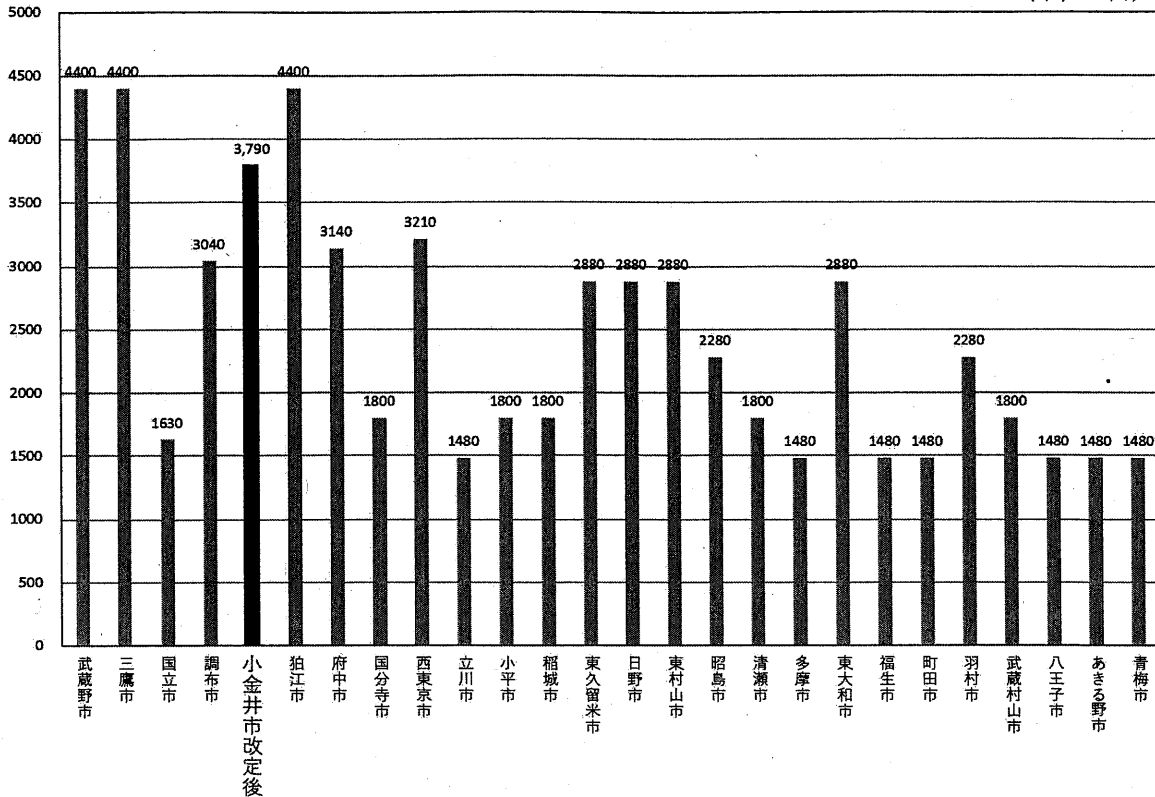
※単価表の一部を抜粋して表にまとめている。

(自治体の並び順は「市区町村コード」による)

多摩 2 6 市における道路占用料単価の比較

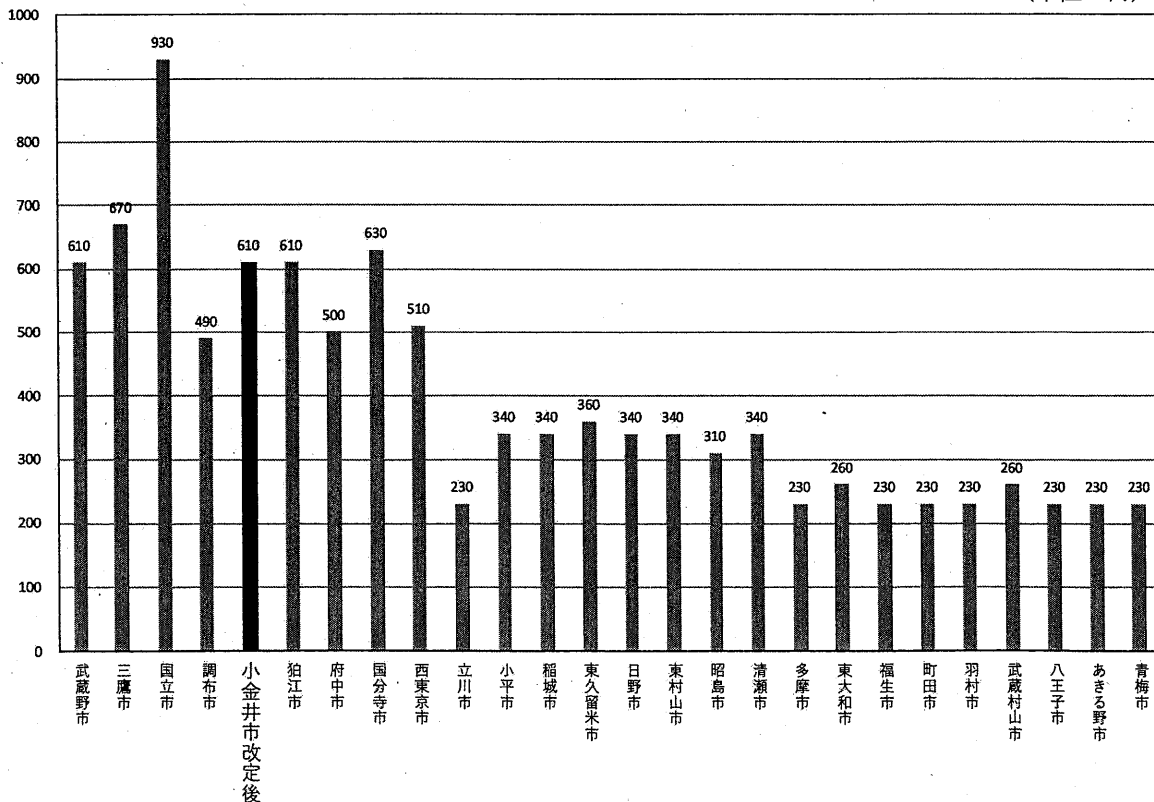
第 1 種電柱

(単位：円)



道路法第32条第1項第2号に掲げる工作物で外径が0.2以上0.3m未満のもの

(単位：円)



※単価表の一部を抜粋してグラフにて比較している。

※26市の並び順は国土交通省の2019年地価公示のうち、住宅地の平均価格の順

議案第69号

小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市立公園における占用許可に係る占用料の規定の見直しを図る必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき1月	288
標識		1本につき1月	206
水道管、下 水道管又は ガス管	外径40センチメー トル未満のもの	1メートルにつき1月	51
	外径40センチメー トル以上1メートル 未満のもの		129
	外径1メートル以上 のもの		258
電線		1メートルにつき1月	25
地下電線	外径40センチメー トル未満のもの	1メートルにつき1月	51
	外径40センチメー トル以上1メートル 未満のもの		129
	外径1メートル以上 のもの		258
鉄塔		1平方メートルにつき1月	258
変圧塔又はマンホールの類		1か所につき1月	258
郵便差出箱又は信書便差出箱		1か所につき1月	103
公衆電話所		1か所につき1月	258
地下の占用 物件	地上露出部分	1平方メートルにつき1月	258
	地下部分		129
高架の占用物件		1平方メートルにつき1月	129

天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートルにつき1月	258
その他の占有	興行等	1平方メートルにつき1日	17
	その他の場合		8

備考

- 1 期間が1月及び1日に満たない端数は、それぞれ1月及び1日とみなす。
- 2 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 3 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第69号資料

小金井市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例			現行条例			備考
別表第3 (第9条関係)			別表第3 (第9条関係)			
占有物件	単位	占用料 (円)	占有物件	単位	占用料 (円)	
電柱	1本につき 1月	288	第一種電柱	1本につ き1年	1,800	占用料の 改定
標識	1本につき 1月	206	第二種電柱		2,880	
水道管、 下水道 管又は ガス管	1メートル につき1月	51	第三種電柱		3,960	
電線	外径40センチメー トル未満のもの	129	第一種電話柱		1,480	
	外径40センチメー トル以上1メートル 未満のもの	258	第二種電話柱		2,400	
	外径1メートル以上 のもの	25	第三種電話柱		3,360	
地下電 線	1メートル につき1月	51	その他の柱類		140	
電線	外径40センチメー トル未満のもの	129	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	19	
	外径40センチメー トル以上1メートル 未満のもの		地下電線その他地下 に設ける線類		9	
	外径1メートル以上 のもの	258				

鉄塔		1平方メートルにつき 1月	258
変圧塔又はマンホールの類		1か所につき 1月	258
郵便差出箱又は信書便差出箱		1か所につき 1月	103
公衆電話所		1か所につき 1月	258
地下の 占有物 性	地上露出部分	1平方メートルにつき 1月	258
	地下部分		129
高架の占有物性		1平方メートルにつき 1月	129
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートルにつき 1月	258
その他の占有	興行等	1平方メートルにつき 1日	17
	その他の場合		8

備考

- 1 期間が1月及び1日に満たない端数は、それぞれ1月及び1日とみなす。
- 2 長さが1メートルに満たない端数は、1メートル

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580
	外径が0.2メートル未満のもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	長さ1メートルにつき 1年	230
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	長さ1メートルにつき 1年	340
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	長さ1メートルにつき 1年	930
	外径が1メートル以上のもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	長さ1メートルにつき 1年	1,860

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- 2 第一種電柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電話柱とは電話柱のうち

とみなす。

- 3 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

ち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。

- 5 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。

- 6 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に各年度における占有の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第70号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「専任している」を「専属している者である」に改め、同項第2号及び第3号中「者」を「者であること。」に改め、同項第4号中「該当しない者」を「該当しない者であること。」に改め、同号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の2第1項第4号エ中「あつて」を「あつて」に、「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第7条の5第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の5第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第7条の5に次の1項を加える

3 責任技術者又はその法定代理人もしくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第7条の6第2項中「同条第2項第1号」の次に「又は第4号」を加える。

第7条の8中「あつたとき」の次に「、第7条の2第1項第4号ア、エもしくはオのいずれかに該当するに至つたとき」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(指定の基準) 第7条の2 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により、排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2) 小金井市下水道条例施行規則(昭和44年規則第22号。以下「規則」という。)で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 東京都内に営業所がある者であること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p>(指定の基準) 第7条の2 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により、排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)として登録を受けた者が1人以上専任していること。</p> <p>(2) 小金井市下水道条例施行規則(昭和44年規則第22号。以下「規則」という。)で定める機械器具を有する者</p> <p>(3) 東京都内に営業所がある者</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p>	<p>法改正に伴う欠格条項に関する規定の整備及び用語の整備</p>
<p>イ 省略 ウ 省略 エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 省略 (責任技術者の登録の資格) 第7条の5 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず責任技術者としての登録を受けることができない。</p>	<p>イ 省略 ウ 省略 エ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 省略 (責任技術者の登録の資格) 第7条の5 省略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず責任技術者としての登録を受けることができない。</p>	

<p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人もしくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。</p> <p>(責任技術者の登録の停止又は取消し等)</p> <p>第7条の6 省略</p> <p>2 市長は、前条第1項に定める登録資格の要件を欠くに至つたとき、又は同条第2項第1号又は第4号に定める欠格条項に該当したときは、責任技術者としての登録を取り消すことができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第7条の8 指定工事は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、第7条の2第1項第4号ア、エもしくはオのいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(1) 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者</p> <p>(責任技術者の登録の停止又は取消し等)</p> <p>第7条の6 省略</p> <p>2 市長は、前条第1項に定める登録資格の要件を欠くに至つたとき、又は同条第2項第1号に定める欠格条項に該当したときは、責任技術者としての登録を取り消すことができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第7条の8 指定工事は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、又は排水設備等の新設等の工事を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>法改正に伴う欠格条項に関する規定の整備</p> <p>登録後の届出に係る規定の新設</p> <p>法改正に伴う欠格条項に関する規定の整備</p> <p>変更の届出に係る規定の整備</p>
--	---	--

議案第71号

小金井市下水道事業の設置等に関する条例

小金井市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

下水道事業について、地方公営企業法の一部を適用させ、公営企業会計を導入する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、小金井市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により小金井市（以下「市」という。）が定める小金井市公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）に定める区域とし、下水道事業の計画人口は事業計画に定める計画人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定による下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 有価証券の出納及び保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領
- (2) 市がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁
- (3) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の書類を作成することができなかった場合は、市長は、その事由がやんだ後速やかにこれを作成しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(小金井市下水道事業特別会計条例の廃止)

- 2 小金井市下水道事業特別会計条例（昭和44年条例第5号）は、廃止する。

(小金井市公共下水道事業基金条例の廃止)

- 3 小金井市公共下水道事業基金条例（平成26年条例第32号）は、廃止する。

議案第71号資料

地方公営企業法における議会付議事項に係る地方自治法の適用関係について

この資料では、法令名称を以下のようにいう。

- 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）・・・・・・・・・・地公企法
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）・・・・・・・・・・地自法
- 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）・・・・・・・・地公企令
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）・・・・・・・・・・地自令
- 小金井市下水道事業の設置等に関する条例（本議案）・・・・・・・・設置条例
- 小金井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）・・・・・・・・・・契約財産条例
- 委任専決事項の指定について（平成14年12月19日小金井市議会議決）・・・・・・・・・・委任専決議決

1 地公企法第40条第1項（地自法第96条第1項第5号から第8号まで並びに第237条第2項及び第3項の適用除外）

項目	地自法、地自令、 契約財産条例	地公企法、地公企令、 設置条例
契約の締結	予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負について議決 ・地自令第121条の2第1項 ・契約財産条例第2条	議決は不要
財産の取得、 管理及び処分	予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いについて議決 ・地自令第121条の2第2項 ・契約財産条例第3条	予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いについて予算の定め ・地公企法第33条第2項 ・地公企令第26条の3 ・設置条例第5条

2 地公企法第40条第2項（地自法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の適用除外）

項目	地自法、委任専決議決	地公企法、設置条例、委任専決議決
負担付き寄附 又は贈与の受領 審査請求その他 の不服申立て 訴えの提起 あっせん 調停 仲裁	議決 (委任専決議決に規定なし)	条例により金額にかかわらず 全て議決 ・設置条例第8条第1号及び第 2号 (委任専決議決に規定なし)
和解 損害賠償額の 決定	議決 ただし、100万円以下は専決 処分 ・地自法第180条 ・委任専決議決第1項	条例により金額にかかわらず全 て議決 ・設置条例第8条第2号及び第 3号 ただし、100万円以下は専決 処分 ・地自法第180条 ・委任専決議決第1項

3 地公企法第34条（地自法第243条の2の2第8項(※)の準用）

項目	地自法、委任専決議決	地公企法、設置条例、委任専決議決
職員の賠償責 任の免除	議会の同意 (委任専決議決に規定なし)	条例により金額にかかわらず全 て議会の同意 ・設置条例第6条 (委任専決議決に規定なし)

※地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地自法

議案第72号

小金井市民交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和元年11月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市民交流センター
位置 小金井市本町六丁目14番45号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 こがねいしてい共同事業体
所在地 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

小金井市民交流センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第72号資料1

こがねいしてい共同事業体の概要

- 1 共同事業体の代表者の名称及び所在地
野村不動産パートナーズ株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
- 2 共同事業体の構成団体の名称及び所在地
サントリーパブリシティサービス株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア16階
(登記簿上) 東京都港区元赤坂一丁目2番3号
- 3 共同事業体の代表者及び構成団体の概要
 - (1) 野村不動産パートナーズ株式会社
 - ア 設 立 昭和52年4月1日
 - イ 設 立 目 的
 - (1) 不動産の総合管理および運営業務
 - (2) 不動産の管理等に関するコンサルタント業務
 - (3) 建物、建物附属設備、施設等の建築、修繕更新等にかかる工事の請負・設計・施工およびこれらの斡旋・助言
 - (4) 植栽等の造園工事の請負ならびに監理および施工
 - (5) 建物および建物附属設備の管理業務における要員等の派遣
 - (6) 労働者派遣事業
 - (7) 建物内外の総合警備業
 - (8) 建物内外の清掃業務
 - (9) 不動産の賃貸借、売買、仲介および斡旋
 - (10) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (11) ハウスクリーニング業マンション専有部分にかかるサービス業務
 - (12) 電力サービス事業
 - (13) クリーニング、引越等のサービスおよび取次
 - (14) 家具、照明、インテリア用品等の販売および設置ならびにインテリアコーディネート業務

- ㉞ 介護要員の斡旋および紹介ならびに介護用品の販売およびリース
 - ㉟ 電気通信事業法による電気通信事業
 - ㊱ 不動産の管理用品、一般日用雑貨・食料品、煙草・印紙・切手、清涼飲料等の販売
 - ㊲ ㉞から㊱までに付帯する一切の業務
- ウ 資本金の額 200,000,000円
- エ 売上高 86,395,480,000円 (平成31年3月31日現在)
- オ 従業員数 5,167人 (平成31年4月現在)
- カ 主な事業実績 狭山市市民交流センター (狭山市)
船橋市中央図書館 他 (船橋市)
中央区立産業支援施設 (中央区)
台東区立浅草公会堂 他 (台東区)
すみだ生涯学習センター (墨田区)
大田区立蒲田図書館 他 (大田区)
中野区もみじ山文化センター「なかのZERO」 他 (中野区)
東綾瀬公園温水プール「すいすいらんど綾瀬」 (足立区)
昭島市図書館昭和分館 他 (昭島市)
小金井市民交流センター (小金井市)
国分寺市立いずみホール (国分寺市)
東久留米市立生涯学習センター「まろにえホール」 (東久留米市)
西東京市保谷こもれびホール (西東京市)
川崎市民プラザ (川崎市)
相模原市南区市営自転車・自動車駐車場 他 (相模原市)

(2) サントリーパブリシティサービス株式会社

- ア 設 立 昭和58年3月1日
- イ 設 立 目 的
 - ㉞ 広告・広報業務の企画、代理、請負
 - ㊱ ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の企画、運営、管理

- (ウ) ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の案内業務及びそれに関するコンサルタント業務
 - (エ) パーティー・イベントの企画、運営
 - (カ) ビジネスマナー・接遇の教育、食物・酒類に関するセミナーの運営
 - (キ) 食料品及び日用雑貨品の企画、製造、販売
 - (ク) 酒類の販売
 - (ケ) 労働者派遣事業
 - (コ) 有料職業紹介事業
 - (サ) コールセンター（電話による案内、チケット販売、取次等の業務）の企画、運営
 - (セ) (ウ)から(サ)までに付帯する一切の業務
- ウ 資本金の額 100,000,000円
- エ 売上高 6,569,665,000円（平成30年12月31日現在）
- オ 従業員数 2,628人（平成31年4月現在）
- カ 主な事業実績 千代田区立千代田図書館（千代田区）
 東京文化会館（台東区）
 品川区立総合区民会館「きゅりあん」（品川区）
 としま産業振興プラザIKE-Biz（豊島区）
 江戸川区総合文化センター（江戸川区）
 小金井市民交流センター（小金井市）
 ミューザ川崎シンフォニーホール（川崎市）
 鎌倉芸術館（鎌倉市）
 大和文化創造拠点シリウス:やまと芸術文化ホール(大和市)
 山梨県立美術館 他（山梨県）
 岡崎市シビックセンター（岡崎市）
 大阪市中央公会堂 他（大阪市）
 島根県立美術館（島根県）
 山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」 他（山口県）

議案第72号資料2

指定管理者候補者の選定経過

1 募集の公表

市報7月15日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

令和元年8月13日(火)午前10時から市民交流センターで実施

3 質問書の受付

(1) 令和元年7月22日(月)から8月2日(金)まで

(2) 令和元年8月14日(水)から8月15日(木)まで

4 質問書の回答

(1) 3(1)については、令和元年8月13日(火)に現地説明会参加団体及び質問があった団体にEメールで回答

(2) 3(2)については、令和元年8月16日(金)に現地説明会参加団体にEメールで回答

5 応募書類の提出

令和元年8月19日(月)から21日(水)まで

6 応募団体数

1団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 令和元年8月27日(火) 1団体合格

(2) 第2次審査 令和元年9月9日(月) 指定管理者候補者の選定

8 選定理由

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、こがねいしてい共同事業体が指定管理者候補者として適していると判断した。

なお、以下の点が優れていると認められる。

(1) 団体を構成する事業者が、事業の企画・運營業務と施設の管理業務をそれぞれ専門としており、互いに強みをいかした安定的な運営が見込まれること。

(2) これまでの指定管理業務の実績から、本市の文化・芸術活動を更に推進させることが期待できること。

(3) 「こがねいプライド」を意識した取組をスタッフ全員が共有し、一つのチームとして活動している姿勢に、今後の新たな展開が期待できること。

また、今後以下の点を要望する。

(1) スタッフを含め、舞台における安全性には特に配慮していただきたい。

(2) 安定した管理運営が行えるよう、熟練した舞台スタッフを配置していただきたい。

(3) 委託先を含め、責任の所在を明らかにしつつ、連携のとれた管理運営を行っていただきたい。

(4) あらゆる障がいに関し配慮した自主事業を検討していただきたい。

したがって、上記答申のとおり、こがねいしてい共同事業体を指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目		点
1 事業者の現状・実績・管理運営方針 (120点)		103
1	施設の設定目的にあった理念・運営方針を持っていること。	
2	施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。	
3	業務改善方策・環境対策などの計画及び個人情報保護・情報公開の考え方が、適切であること。	
4	経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。	
5	施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。	
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。		
2 芸術文化公演事業の具体的な業務 (100点)		79
1	芸術文化公演事業の提案内容が、全体として交流センターの目的・特性にあっていること。	
2	芸術文化公演事業の提案内容が、適切に幅広くバランスが取れていること。	
3	芸術文化公演事業の提案内容が、新しい発想・企画・着眼点に優れていること。	
4	芸術文化公演事業の提案内容が、実現性が高いこと。	
5 芸術文化公演事業の提案内容が、地域文化振興の実現が推進できる計画となっていること。		
3 その他の具体的な業務 (100点)		78
1	市民が交流センターを身近に感じるための事業計画について	
2	市民と協働する創造創作事業及びその発信について	
3	貸館事業に関する取組計画について	
4	接客及びレセプション業務の計画について	
5 友の会の内容・ホームページ・定期広報紙などの業務の計画について		
4 サービスの向上 (120点)		95
1	サービス向上を実現する具体的な計画があること。	
2	利用促進を図る具体的な計画があること。	
3	事業計画が施設の設定目的にかなっており、内容が適切であること。	
4	施設の設備や機能を十分活用していること。	
5	施設を有効に活用し、シティプロモーションに貢献するための計画があること。	
6 利用者の満足度をさらに高めるための創意工夫がなされていること。		
5 効率的な運営 (160点)		119
1	施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。	
2	施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。	
3	施設、設備及び備品の保守管理の方針が、適切であること。	
4	災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。	
5	公演事業に関する料金設定や創作事業など市民負担の料金設定が、適切であること。	
6	貸館における使用区分(貸出区分)及びその料金設定が、適切であること。	
7	収支の見込みが適正かつ実現可能であること。	
8 利用者の増加による収入の増加及び、経費縮減による支出の減少などの工夫がなされ、効率的な運営の仕組みを有すること。		
合計 (600点)		474

4人の委員が採点し、こがねいしてい共同事業体を指定管理者候補者として決定した。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

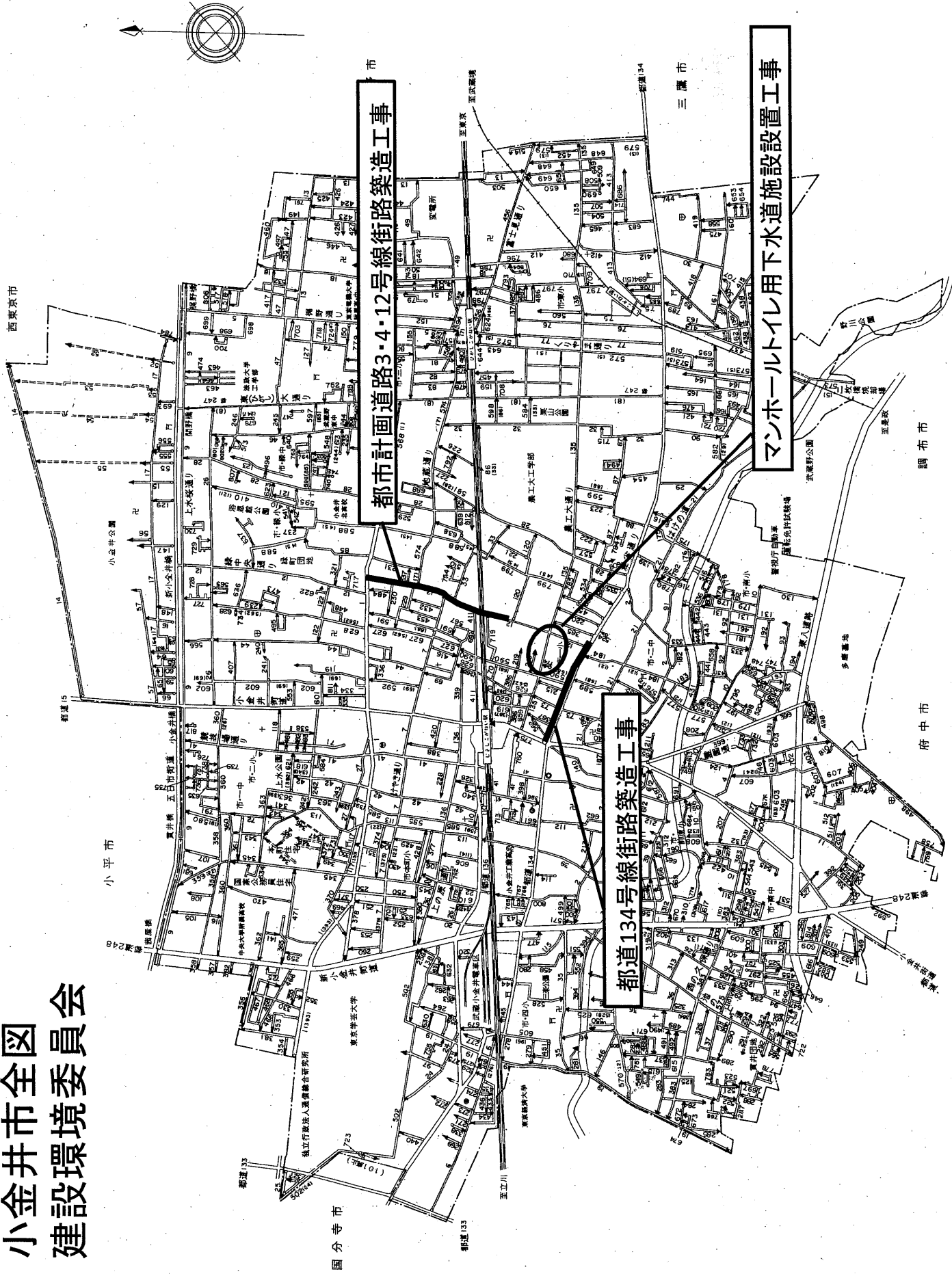
令和元年 8月 1日から
令和元年 9月30日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	4744-0	令和元年9月 5日	都道134号線街路築造工事 関建設工業(株)	90,090,000	令和元年 9月 6日から 令和 2年 3月 5日まで	街路築造工事 ・車道舗装工(排水性舗装) A=474㎡ ・車道舗装工(再生密粒度舗装) A=451㎡ ・歩道インタローッキング舗装 A=2,209㎡ ・道路照明設置工 N=2基 ・誘導用ブロック設置工 A=323㎡ ・区画線設置工 1式 ・植栽工 1式	制限付一 般競争入 札3者	12
2	4989-0	令和元年9月12日	マンホールトイレ用下水道施設 置工事 鴨下設備工業(株)	14,718,000	令和元年 9月13日から 令和 2年 1月17日まで	マンホールトイレ設置工10か所 ・1号マンホール設置工 4か所 ・小型人孔設置工 2か所 ・仕切弁設置工 2か所 ・管敷設UVUφ150 L=24.0m ・管敷設IVPφ150 L= 5.4m ・管敷設UVUφ250 L=20.4m ・管敷設UVUφ500 L=20.9m ・管敷設UVUφ200 L=38.2m	制限付一 般競争入 札2者	5
3	5551-0	令和元年9月30日	都市計画道路3・4・12号線街路築 造工事 関建設工業(株)	28,380,000	令和元年10月 1日から 令和 2年 2月25日まで	街路築造工事 施工延長 L=593.8m 【補助対象】 施工延長 L= 99.6m ・インタローッキングブロック舗装工 A= 405㎡ ・視覚障害者誘導用標示ブロック工 A= 75㎡ 【市単独費対象】 施工延長L=593.8m ・インタローッキングブロック舗装工 A= 18㎡ ・視覚障害者誘導用標示ブロック工 A= 7.3㎡ ・歩道植樹帯縁石工 L= 101m ・緑化フェンス設置工 L= 70m ・植樹工(中木) N= 57本 ・植樹工(低木) N=1,920株	制限付一 般競争入 札2者	0

進捗率は、令和元年10月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



都市計画道路3・4・12号線街路築造工事

都道134号線街路築造工事

マンホールトイレ下水道施設設置工事